合併 Information

伊予市・中山町・双海町合併協議会

第２号

『ガッペイ インフォメーション』合併に関するさまざまな情報をお知らせします！

http://www.iynkft-gappei.jp/

7

2004 JULY

組織及び機構の取扱い

ファイル(F)　編集(E)　オブジェクト(O)　文字(T)　選択(S)　フィルタ(L)　効果(C)

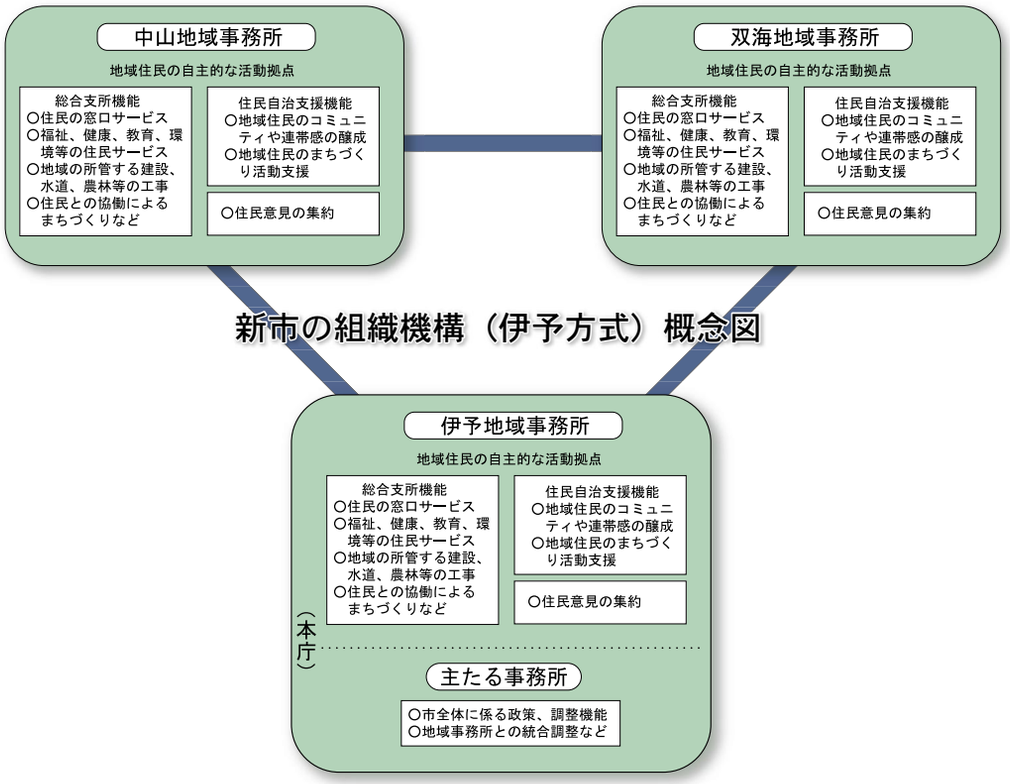

Contents

第２回合併協議会開催 ―― P2
「新市の事務所の位置を確認」

第３回合併協議会開催 ―― P3

次回協議会のご案内 ―― P4
「第５回合併協議会のご案内

合併協議会事務局

799-3114　伊予市灘町３６３番地

TEL 946-7202　FAX 946-7203

Mail info@iynkft-gappei.jp

URL http://www.iynkft-gappei.jp/

第２回合併協議会

ファイル(F)　編集(E)　オブジェクト(O)　文字(T)

第2回合併協議会開催！

５月１３日（木）午後２時から双海町町民会館において第２回合併協議会を開催しました。

会長あいさつのあと、協議会委員の異動について報告があり、合併協定の重要項目のひとつ『新市の名称について』や『議員定数及び任期の取扱いについて』等が提案され、審議を行いました。協議結果は２～３ページに載せています。

◇報告事項

協議会委員の異動について

〇双海町議会議長の変更
　前委員　若松　孝行
　新委員　大石　寿淑
〇双海町議会議員の変更
　前委員　大石　寿淑
　新委員　岡田　博助
（敬称省略）

◇協　議

協議第７号　新市の名称について

各委員から、「新たな枠組みで合併協議会が進んでいる。また、この合併の協定項目の中で、住民が最も関心をもっている事項でもある。再度公募をしていただきたい。」などの意見が出され、新市の名称の候補を公募することが決定されたため、新市の名称公募要領、新市の名称の候補を選考する基準等を協議し、早急に公募を実施することになりました。

既に６月に「新市の名称募集チラシ」を各ご家庭に配布、６月２１日締切りで公募を実施し、多数の応募をいただいたところです。ご協力誠にありがとうございました。

協議第８号　議員定数及び任期の取扱いについて

各市町の議会の議員は、伊予市が１８人、中山町が１４人、双海町が１４人ですが、３市町が新設（対等）合併とするため、議会の議員は合併の日の前日をもってその身分を失うことになります。そこで、新市においての議員定数を定め、選挙により選出しなければなりません。

協議の結果、それぞれの市町議会で調整案を検討し、次回において検討結果を持ち寄り、協議することが確認され、継続協議とすることになりました。

協議第９号　組織及び機構の取扱いについて

次のとおり確認されました。

新市の組織機構については、３市町の現有の庁舎を有効かつ合理的に活用することを前提に、次の「新市における組織機構の整備方針」に基づき整備するものとする。ただし、新市においては、常にその組織機構を見直し、効率化に努めるものとする。

「新市における組織機構の整備方針」

【基本方針】　次の事項を基本方針として、新市の組織機構の整備を図る。

⑴住民サービスの低下をきたさないよう配慮した組織機構
⑵住民の声を適正に反映することができ、住民が利用しやすい組織機構
⑶簡素で効率的な組織機構
⑷指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織機構
⑸地方分権や新たな行政課題に柔軟かつ速やかに対応できる組織機構
⑹新市建設計画を民主的かつ能率的に遂行できる組織機構

【個別調整方針】　合併による激変を緩和しスムーズな新市への移行を図るとともに、一体性の確保と住民自治を推進するため、次の方針により組織機構の段階的整備を図る。

⑴新市の事務の方式は、伊予方式とし、主たる事務所と地域事務所を置く。
⑵地域内分権と行政組織内分権を基本とした組織機構とする。
⑶事務の分配については、できる限り簡素化・統合化を行い、機能本位の弾力的な組織化を行う。
⑷権限の割当てについては、権限と責任を一致（均衡）させることを基本とし、職務執行の権限と責任は、できる限り当該職務を担当する部門に委譲する。
⑸現有庁舎を有効かつ合理的に活用するため、主たる事務所はいずれかの地域事務所に置く。

協議第10号　新市の事務所の位置（主たる事務所の位置）について

新市の事務の方式については、「伊予方式」（総合支所方式を基本とした新しい方式）とすることが確認されているため、新市においては主たる事務所（本庁）と地域事務所（総合支所）を設置することになります。新設合併の場合には、新市の主たる事務所の位置を条例で定めなければなりません。

協議の結果、新市の主たる事務所の位置は、伊予市庁舎とすることが確認されました。

協議第11･12号　慣行、各種事務事業の取扱いについて

専門部会及び幹事会において協議調整された「慣行の取扱いについて」、「各種事務事業（情報公開関係）の取扱いについて」が提案され、次のとおり確認されました。

【慣行の取扱いについて】

①市章については、新市において速やかに制定する。
②市の花、市の木、シンボルマーク、キャッチフレーズ、市民憲章及び宣言については、新市において必要に応じて制定する。
③表彰については、新市において制度を制定する。

【情報公開関係の取扱いについて】

①情報公開については、合併時に制度を制定する。
②市長の資産公開については、合併時に制度を制定する。
③個人情報保護については、新市において速やかに制度を制定する。

第３回合併協議会開催！

６月１０日（木）、伊予市市民会館で合併協議会第３回会議を開催しました。

協議結果は次のとおりです。

◇報　告

報告第10号　新市の名称の公募について

第２回協議会において確認された事項をもとに作成した「新市名称の公募要領」及び実施状況等を報告しました。

詳細は、既に各ご家庭に配布しています「新市の名称募集チラシ」のとおりです。

報告第11号　平成１６年度歳入歳出予算の予算充用について

新市の名称の候補を公募することが決定されたことに伴い、既定予算外の名称募集チラシを印刷する経費が至急必要となったことを受けて、次のとおり報告するものです。

▷予備費充用額　　１０５千円
　※予備費予算現額８００千円から事業費（事業推進費）に充用する。

◇協　議

協議第８号　議員定数及び任期の取扱いについて

第２回協議会から継続協議となっている協議題であり、それぞれの市町議会で調整した案は、３市町とも、合併特例法に規定する特例措置は適用せず、設置選挙に限り選挙区を設ける。新市の議会議員の定数は、伊予市と中山町は２２人、双海町は２０人。

以上の報告を受け協議した結果、再度各市町に持ち帰り調整するということで、継続協議となりました。

協議第13号　農業委員会定数及び任期の取扱いについて

この議題は、３市町で構成する「農業委員会合併問題調整会議」において確認された内容を受けて提案するものです。

次のとおり確認されました。

１　農業委員会は、新市に１つ設置する。
２　農業委員会の選挙による委員は、合併特例法に規定する特例を適用する。
　⑴合併特例法第８条第１項に規定する委員数は、３７人とし、現在の選挙による委員が適用を受ける。
　⑵同法に規定する在任期間は、平成１７年７月１９日までとする。
３　新市の農業委員会の選挙による委員の定数は、３０人とする。
４　農業委員会の選挙区は、合併前の選挙区とし、次のとおり設置する。なお、選挙区ごとの定数は、選挙人の数に比例して配

置する。

・伊予市の区域　２選挙区
・中山町の区域　１選挙区
・双海町の区域　１選挙区

5　農業委員会等に関する法律第１９条第１項に規定する農地部会及び農政部会を設置する。ただし、在任期間中は部会を設置しない。

協議第14～16号　各種事務事業の取扱いについて

次のとおり確認されました。

【姉妹都市関係】

1　姉妹都市・友好都市については、新市に引き継ぐものとする。

【国際交流関係】

1　中学生海外派遣事業については、新市において制度を制定する。

2　その他の国際交流については、合併時に一旦廃止し、新市において必要に応じて検討する。

3　国際交流員設置事業については、合併時に中山町の例により調整する。

【広報広聴関係】

1　広報紙については毎月１日に発行し、配布方法については、合併時に調整する。

2　その他の広報紙については、新市において検討する。

3　防災行政無線については、新市において全地区が同じ態勢で臨めるよう調整する。

4　ミュージックサイレンについては、３市町の制度をそのまま継続する。

5　ホームページについては、合併時に新市のホームページを開設する。

6　広聴については、新市において制度を制定する。

【建設事業関係】

○建設事業

1　道路維持管理事業、道路・河川占用等許可関連事務、港湾監理については、合併時に伊予市の例により調整する。

2　道路認定基準については、新市において調整する。

3　がけ崩れ防災対策事業、公共用地取得事務については、合併時に制度を制定する。

4　法定外公共物等の管理については、新市において、制度を制定する。

○都市計画事業

1　新市都市計画マスタープランについては、新市において策定する。

2　都市計画道路事業については、新市都市計画マスタープランに基づいて実施する。

3　都市計画審議会については、新市において設置する。

4　都市公園等の整備については、新市において計画を立て整備する。

○住宅建設管理事業

1　公営住宅管理事業等については、合併時に調整する。

2　公営住宅建設事業等については、新市において住宅のマスタープランを策定する。

郷
第２号
「ガッペイ・インフォメーション」2004.vol.2
平成16年７月１日発行　隔月１日発行
編集・発行　伊予市・中山町・双海町合併協議会事務局　〒799-3114　愛媛県伊予市灘町３６３番地
☎089-946-7202　FAX 089-946-7203　mail：info@iynkft-gappei.jp　URL http://www.iynkft-gappei.jp/

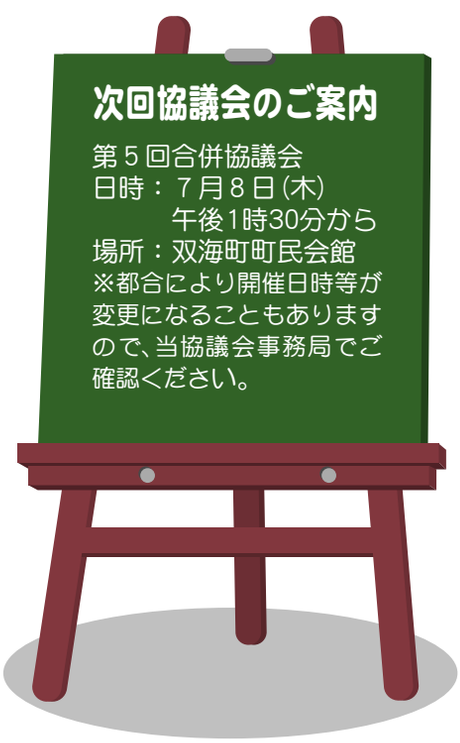

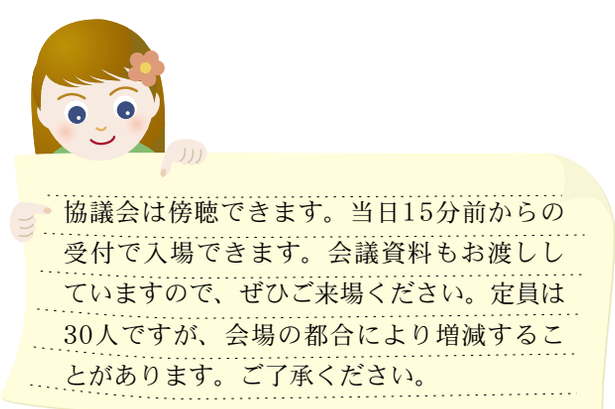

PRINTED WITH SOY INK　R100 古紙配合率100%再生紙を使用